

農薬取締法 Q & A

愛媛県

目 次

1	農薬取締法全般について	1
2	農薬の使用について	5
1)	農薬使用基準	5
2)	特定農薬	18
3)	経過措置	21
4)	その他	23

1 農薬取締法全般について

(問) 農薬取締法の改正内容について。

(答)

主な改正点は以下のとおりです。

平成14年12月11日公布、15年3月10日施行分

- 1 無登録農薬の製造及び輸入の禁止
- 2 輸入代行業者による広告の制限
- 3 無登録農薬の使用規制の創設
- 4 農薬の使用基準の設定
- 5 法律違反の罰則の強化
- 6 特定農薬の創設

平成15年6月11日公布、15年7月1日(16年6月10日)施行分

- 1 違法農薬の販売に対する販売者への回収等の命令
- 2 農薬登録と残留農薬基準の整合性確保
- 3 いわゆる非農耕地専用除草剤に対する表示義務(16年6月10日施行)

(問) 農薬取締法でいう農薬とは何か。

(答)

農薬は、第1条の2において「農作物を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう」と定義されています。また、この防除に用いられる天敵も法律上は農薬と見なされます。

(問) 無登録農薬の定義を分かりやすく表して欲しい。
どのような状況、条件で無登録農薬使用に当てはまるのか？

国が無登録農薬を商品名で指定するのか？

農薬登録のない資材を病虫害防除目的に使用した場合、無登録農薬使用で処罰の対象になると農業者に指導できるのか？

(答)

法律の農薬の定義に該当する効能を謳って販売するものは農薬であり、これが登録を受けていない場合が無登録農薬の使用に該当します。

なお、登録農薬には必ず登録番号が記載されています。

同一商品名で、農薬の効能を謳っていない場合も想定されることから、商品名で指定することは困難です。

登録のない資材とは何をさすのか不明ですが、農業者が病虫害防除目的に使用できるのは、農薬取締法の第7条の表示がある農薬と特定農薬のみです。なお、農薬登録のない農薬について効能を謳ったものを購入した場合を除けば、特定農薬保留資材となっているものについては、使用者が病虫害の防除に効果があると

信じて使うことは可能としています。

(問) 販売・使用禁止農薬とは何か。

(答)

第9条第2項及び第11条において、その販売・使用ともに禁止されている農薬のことで、農林水産省令では、現在、以下の21種類が定められています。

(販売・使用禁止農薬)

ガンマBHC、DDT、エンドリン、ディルドリン、アルドリン、クロルデン、ヘプタクロル、マイレックス、トキサフェン、TEPP、メチルパラチオン、パラチオン、水銀及びその化合物、2,4,5-T、砒酸鉛、シヘキサチン、ダイホルタン又はカプタホール、PCP、CNP又はクロロニトロフェン、PCNB又はキントゼン、プリクトラン

(問) 農薬登録のない非農耕地用除草剤等は、今後もホームセンター等で販売できるのか。あるいは、規制の予定はあるのか。

(答)

非農耕地専用除草剤は農薬に該当しないので販売は可能です。しかし、これを農耕地(休耕地、畦畔も農作物の栽培にかかわる所であり該当する)で使用できるとの説明を行って販売した場合には、無登録農薬の販売に該当します。

また、非農耕地用除草剤の製造・販売をする場合は、農薬として使用できない旨の容器、包装の表示や販売店での表示が義務付けられました(施行は平成16年6月10日)。

なお、使用者が農耕地に使用した場合には、第11条の違反となります。

(問) 非農耕地とは具体的にどこをさすのか。

(答)

非農耕地とは、道路、駐車場、グラウンドなど農作物等の栽培・管理以外の目的で用いられる場所が考えられます。もちろん、これらの場所であっても、農作物等の栽培・管理の目的で用いられている部分(例えば、花壇や芝生など)については使用できません。

なお、農作物等とは栽培の目的や肥培管理の程度の如何を問わず、人が栽培している植物を総称するもので、その植物の全部又は一部を収穫して利用する目的で栽培している稲、麦、かんしょ、ばれいしょ、豆類、果樹やそ菜類はもちろん、観賞用の目的で栽培している庭園樹、盆栽、花卉、街路樹やゴルフ場の芝のほか、山林樹木も含まれます。

したがって、ゴルフ場、サッカー場、運動場等の競技場においても、そこで栽培・管理されている芝、樹木、花きの病害虫防除、除草、植物成長調整等に当たっては、登録を受けている農薬しか使用できません。

(問) 今回の法改正に伴いグループ化されたもの、分離登録されたものは具体的に何か。

(答)

以下の作物が分離登録されています。

トマト	トマト、ミニトマト
ピーマン	ピーマン、ししとう
レタス	結球レタス、非結球レタス
ねぎ	ねぎ、わけぎ、あさつき
だいこん	だいこん、はつかだいこん

(問) 自分の栽培している作物が農薬登録上の適用作物名のどれに該当するのかわからない。

(答)

(独) 農薬検査所のホームページ (<http://www.acis.go.jp/>) で「農薬登録における適用作物名について」として公開されていますので、確認してください。

(わかりにくいものの例)

「豆類」：豆類(種実)、豆類(未成熟)を含む。

「あぶらな科野菜」：あぶらな科に属する野菜類。

「とうもろこし」：とうもろこし(種実)、とうもろこし(未成熟)を含む。
飼料用とうもろこしは含まない。

「はなやさい」：カリフラワー。ブロッコリーを含まない。

「イネ科牧草」：イネ科に属する牧草。飼料用とうもろこしは含まない。

(問) 農薬でも肥料でもないという資材が植物活性剤とか、農薬補助剤という名目で市販されているものが見受けられるが、植物体や果実に直接散布するものであれば、食の安全という観点から規制が必要と考えられるが、どう考えておられるか。農薬でも肥料でもない農業資材については、その対応について生産者に明確に指導できる措置を講じるべきと考えるがどうか。

(答)

今回の指定に当たった調査で、植物活性剤、農薬補助剤、土壌改良材として売られていた多数の資材が、特定農薬に指定できるのではないかとということで情報提供されており、これらこれまでの審議会の議論で保留とされた資材についても、特定農薬に指定される可能性が無く、安全上問題が指摘される資材があれば、農薬としての使用の実態を踏まえ、使用を取り締まるべきと考えています。

(問)国内で安全性が確認されていない農薬を使用した農産物を、なぜ輸入規制しないのか？

(答)

輸入食品の安全性検査は、食品衛生法に基づく検査を受けているところです。厚生労働省では、国内で登録のある農薬全てに残留農薬基準を設定するとともに、基準のない農薬等については基本的に検出されない(若しくは検出限界以下。)こととの規定(ポジティブリスト制)を導入することとしています。これにより、国内の農産物と同様輸入農産物についても残留農薬基準の設定されていない農薬が検出された場合には、当該農産物の流通が規制され、安全性の確保がより強化されるものと理解しています。

(問)農薬登録が既に失効しているが、容器等に表示のある農薬を販売した者は法第9条に違反するのか。

(答)

当該農薬が法第9条第2項に基づき販売が禁止された農薬でなければ、表示のある農薬を販売することは違反ではありません。しかしながら、使用基準にも努力規定として明記しているように、最終有効年月を過ぎた農薬は品質の劣化や効果の低下等も想定されることから、その販売についても最終有効年月を過ぎた農薬の販売は行わないようお願いします。

2 農薬の使用について

1) 農薬使用基準

問) 農薬を使用する者が遵守すべき基準とはどのようなものか。

(答)

第12条で規定されている標記基準は、農林水産省令・環境省令第5号において、詳しく定められています。主な内容は以下のとおりです。

1 義務規定(違反は罰則の対象)

農薬使用者は、食用及び飼料用の農作物等に農薬を使用するときは、適用作物・使用量・希釈倍数の最低限度・使用時期・総使用回数を守らなければならない。

くん蒸、航空機を用いて農薬を使用する場合又はゴルフ場において農薬を使用する場合は、毎年度、農林水産大臣に使用計画書を提出しなければならない。

2 努力規定

最終有効年月を越えて農薬を使用しない。

航空機を利用して農薬を使用する者は、対照区域において風速及び風向を観測し、対象区域外への農薬の飛散を防止するための必要な措置を講ずるように努める。

住宅地及び住宅地に近接する地域において農薬を使用する者は、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講ずるよう努める。

止水を要する農薬を水田で使用する者は、当該農薬の流出を防止するための必要な止水措置を講ずるよう努める。

被覆を要する農薬を使用する者は、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するための必要な措置を講ずるよう努める。

農薬使用者は、以下の事項を帳簿に記載することに努める。

(農薬を使用した年月日、場所、農作物等及び使用した農薬の種類又は名称、単位面積当たりの使用量又は希釈倍数)

(問) 旧法第12条の6の規定に基づく農薬安全使用基準の取り扱いはどうなるのか(内容は全て廃止されるのか)

(答)

農薬使用基準の遵守が義務化されたことにともない、これまでの農薬安全使用基準は廃止されました。

(問) 法第11条では、容器等に表示のある農薬の使用は禁止していない。仮に容器等に変更前の使用基準に該当する記載のある農薬(登録失効農薬を含む)を過去に購入していた場合に、当該記載どおりの使用をした場合は、第12条3項の違反になるのか。

(答)

農薬使用者が購入した農薬が、購入した後登録が変更になった場合であっても、使用者が表示に従って使用している場合には、農薬取締法の違反を問うことは難しいと

考えます。

しかし、安全性上の問題から登録内容や表示が変更される場合もあることから、そのような場合は、登録の変更についてメーカーから販売店等に周知するほか、国からもその情報をHP等で広報するように努めることとしており、使用者も随時そのような情報の確認をお願いしたいと考えます。

(問) 罰則適用について、法第12条で農薬を使用する者が遵守すべき基準で、花卉や植木などの非食用作物に使用する場合は罰則がないと読めるが、そのとおりか。

(答)

貴見のとおりです。ただし、当然のことながら罰則がないから自由に使って良いというものではなく、基本的にラベルに記載された記載事項を遵守して使用するよう指導することは従来と何ら変わりはありません。

(問) 庭木など、明らかに販売されないものに対しての登録外使用への見解を教えてください。

(答)

農薬取締法で規定する「農薬使用者」は、全ての農薬使用者が対象であり、栽培した農産物等を販売しない場合にも適用されます。そのため、無登録農薬や使用禁止農薬を使用した場合は、例え庭木であっても罰則の対象となります。

また、登録農薬の適用外使用等の場合は、非食用作物に対しては罰則の対象にはなりません。食用作物等に対しては、例え家庭菜園等の自家消費用であっても適用作物等使用基準の遵守が義務付けられます。

(問) メーカーは異なっているが、同じ名前の農薬であれば、同じ方法で使用してよいか。

(答)

登録内容が異なる場合があります。それぞれの農薬ラベルの表示に従い使用してください。

(問) 農薬登録上の施設栽培と露地栽培の違いはどこか。

(答)

雨除けがあるかないかが施設かどうかの分かれ目となります。雨の影響があるかないかで残留の程度が違うというのが施設と露地を分ける理由です。寒冷紗等雨が通り抜けてしまうものは施設とは言えません。

(問) 使用回数のカウントについて

(答)

- ・使用基準省令では、第2条5で「当該食用農作物等の生産に用いた種苗のは種(果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫)から当該食用農作物の収穫に至るまでの間」とされています。
- ・種苗のは種には、その準備期間を含むものとしているところです。
- ・多年生の作物の場合
 - 果樹：収穫から収穫 ただし、苗木は、非食用とします。
 - 茶：摘採から摘採 ただし、栽培手法として製茶を行わないが摘採と同様な作業(刈り取り、整枝等)を行った場合は、摘採に準ずる扱いとする。
 - アスパラガス、ニラ等；収穫から収穫

(問) 有効成分の使用回数は、種子に処理されている農薬も考慮に入れるのか。また、そのような農薬に、種子への表示の義務はあるか。なければ、義務化を検討するか。

(答)

総使用回数には、種子処理もカウントしています。
なお、種子に使用した農薬の表示については、種苗法において対応しているところです。

(問) 作物登録があるが、登録上の時期以外に使用した場合、法律違反になるのか？

(答)

表示された使用時期以外の時期に使用することは、罰則の対象となります。

(問) 「収穫前日まで」とは？

(答)

収穫 2 4 時間前までに農薬を使用することをいいます。

(問) 登録上の倍率より薄くして使用した場合、違反となるのか

(答)

罰則等には抵触しませんが、効果等の保証はありません。

(問) 省令第5号第2条の2により算出される量には殺虫剤や殺菌剤に示される散布液量(リットル等)も含まれるのか。

同じく4の使用時期以外の時期は前倒しであってもだめなのか。

(例えば植調剤で開花期となっていた場合、それより前ではいけないのか)

(答)

散布液量は、作物の栽培ステージにより適正な液量が異なることから規制対象にしておりません。使用時期は、守るよう指導願います。

(問)適用作物名に記載があるが、対象病害虫以外に使用した場合、法律違反になるのか。
例：ねぎのべと病に登録のあるジマンダイセン水和剤をねぎの黄斑病対象
に使用した場合

(答)

罰則規定には抵触しませんが、効果や薬害等の保証はありません。

(問)農薬登録上の使用方法と異なる使用法を実施した場合(例えば、散布剤をくん煙
処理した場合など)はどのように対処するのか。

(答)

濃度や使用量の点で違反に抵触するおそれがあります。

(問)『多年生作物の栽培期間は、収穫から次の収穫まで』とあるが、
・原種苗の増殖、栽培苗の増殖での農薬使用の扱いは?
・販売苗には農薬の使用履歴の記載が義務化されるのか?

(答)

原種苗の増殖や栽培苗の増殖に使用する農薬は非食用と同様の扱いとなります。
種苗法により薬剤により病害虫の防除をした指定種苗については、その旨及び使用
した薬剤名を記載することとされています。

(問)そらまめやえんどうに「豆類(種実)」で登録のとれている農薬を使用して
もよいか。

(答)

そらまめ(子実)やえんどうまめは大グループの分類から「豆類(種実)」登録
の農薬が使用できますが、未成熟そらまめ、未成熟えんどう(さやえんどう、実え
んどう)は大グループの分類から「野菜類」になるため、「野菜類」登録の農薬は
使用できますが、「豆類(種実)」登録の農薬は使用できませんので注意が必要で
す。

(問)畑作物の除草剤で「とうもろこし」で登録のある剤は「とうもろこし(未成熟)」
や「スイートコーン」に使用できるか?

(答)

登録上の「とうもろこし」には、「とうもろこし(子実)」と「未成熟とうもろこし」
が含まれており、また、登録上の「未成熟とうもろこし」には「スイートコーン」が
含まれています。

このため、「とうもろこし」に登録のある除草剤を「未成熟とうもろこし」や「ス
イートコーン」に使用しても問題ありません。

(問) 適用作物が「かんきつ」で登録のある農薬はかんきつの新しい品種に対しても使用できるか。「かんきつ(みかん、いよかん、なつかん、はっさく)」ではどうか。

(答)

かんきつで登録のある農薬は、かんきつの新しい品種に対しても特殊な場合を除いて使用できます。ただし、薬害の保証はありません。かんきつのおとに()書きで品種を限定している場合は、その品種にしか使用できません。

(問) かんきつのスプリンクラー防除を行った場合、散布むらがあることで、動力噴霧器等を用いて補正散布をしてもよいか。また、その場合は使用回数を1回とカウントしてよいか。

(答)

農薬の使用基準は散布手段までの規定はありませんが、農薬の散布に際してはできるだけ均一に散布することが原則です。この場合、スプリンクラー防除後直ちに散布し、スプリンクラーによる散布と補正的な散布を含めて使用回数を1回と考えて問題ありません。ただし希釈倍数等を遵守する必要があります。

(問) だいこんなどのつまみ菜に対して「だいこん」登録の農薬が使用できるか。

(答)

農薬登録されている収穫前日数等の使用方法を遵守すれば使用は可能です。ただし、農薬ラベルの注意事項等でつまみ菜に使用しないことと記載されている場合は使用できません。

(問) 葉ダイコンにダイコンの農薬が使えるか。

(答)

作物名「だいこん」には、葉だいこん、だいこんが含まれている(農薬検査所ホームページに記載)ことから、だいこんの登録があれば問題ありません。

(問) 水稲のけい畔に非農耕地用除草剤を使用してもよいか。

(答)

水稲けい畔に対しては、ドリフトする可能性があるため、水稲もしくは水稲けい畔等に登録のある除草剤を使用してください。

(問) お茶の使用回数はどうカウントするのか。

(答)

- ・原則として摘採から摘採で使用回数をカウントします。
- ・栽培手法として製茶を行わないが摘採と同様な刈り取りを行った場合は、摘採に準ずる扱いとします。

(問) 飼料用のイネの取扱はどうなるのか。

(答)

農薬使用基準においては、飼料用作物についても食用作物と同様の扱いになります。

(問) 販売苗には農薬の使用履歴の記載が義務化されるのか。
苗生産に使用した薬剤の表示や説明は苗生産者の判断に任せるのか。

(答)

種苗法に基づき、一部では表示がすでに義務化されています。

(問) 使用基準を適用する農薬は、殺虫剤、殺菌剤、除草剤のほかに展着剤や天敵など全ての農薬が該当するのか。登録保留基準のないもの、毒性が問題にならないものは不要ではないか。

(答)

全ての食用作物に使用する農薬が対象となります(試験研究等に使用する場合は、除く)。なお、使用方法を限定しなくとも安全性が担保できる農薬については、特定農薬に指定し、規制対象から除外することとしています。

(問) 農薬残留基準にひっかけり、農薬の使用状況をチェックしてもその農薬の使用がなかった場合、他からの飛散等も考えられるが、農家の罰則はあるのか?

(答)

このような場合、農薬を使用した履歴が不明であることから、農薬取締法上の罰則を適用することは難しい場合もあると考えます。しかし、その農産物は、食品衛生法に基づく食品規格に違反するものであり、市場から撤去されることとなります。

(問) 水稲用除草剤の一部には、使用基準として「砂壌土での使用」「減水深」等があるがこれらを基準として守るには、土性判定・減水深の事前測定が必要だが、どう対処するのか。「罰則対象でなく努力事項につきやむなし」とも言えるが、使用する農家はラベル遵守をしようとするため混乱が生じる。

(答)

使用土壌や減水深が適用表に記載されているのは、薬効、薬害の観点から規定しているものです。

なお、個々の水田の状況について正確な測定や分析を測定をすることは、農作物の栽培管理や農薬の有効使用の観点から望ましいことと考えます。

(問) 種子に粉衣されている農薬は、輸入した種子を含めて、国内で登録が取れたものか。登録が取れていない薬剤で処理された種子を栽培することは、農薬取締法上、問題となるか。

(答)

輸入された種子については必ずしも国内で登録が取れていないものもあります。これら種子を使用する事については、農薬取締法の規制対象とはなりません。

(問) 種採取用のダイコンに農薬を散布した場合、採取した種について履歴等による制限、規制はあるのか。

(答)

履歴は引きずりません。

採種時点で収穫が終了したと見なせると考えます。

(問)「いちご」の使用回数のカウントについて

(答)

使用回数のカウントは、親株からランナーを切り離した時から収穫までをカウントします。また、収穫終了後親株からランナーを切り離すまでを別にカウントします。ランナーを切り離した時から本圃に定植するまでの期間を仮植え期とします。

(問)いちごの親株について、親株専用で栽培している(まったく収穫をしない)場合は非食用作物と同様の考え方でよいか？

(答)

いちごの親株には、「いちご」に登録のある農薬を使用するよう指導をお願いいたします。鑑賞目的であるならば非食用です。

(問)いちごの登録について、「仮植栽培期」は「ポット栽培での育苗期」と同じとらえてよいか。

(答)

「仮植栽培期」については、親株から切り離すのであれば、「ポット栽培での育苗期」と同じと考えてかまいません。「無仮植栽培」も同様です。切り離さない場合は(親株扱いで、育苗期はない)こととなります。

(問)いちごの高設栽培でD - D剤等を用いて土壌消毒をしたいのですが。

(答)

高設栽培での使用は想定していないため、安全性等の関係から使用は控えるようお

願います。

(問) 水耕栽培のトマト等で木のようにして育て、実を採り続ける場合、一作の収穫期が2年だったら、収穫から収穫までなので、その間は規定回数しか使えないのか。

(答)
そのとおりです。

(問) 果樹の場合は、最終の収穫からと言うことは、苗から3年、4年かかる場合、播種から収穫まで回数になるのか。

(答)
果樹等の苗木については非食用の扱いです。

(問)

作物名	適用病害虫	希釈倍数・使用量	使用方法
ぶどう	黒とう病	3-2式~6-3式ボルドー液	ボルドー液を調製して均一に散布する

となっていますが、この場合は「2-2式」や「3-6式」ボルドー液の使用では登録外使用となるのか。

(答)
この場合は「2-2式」や「3-6式」ボルドー液の使用では登録外使用となります。

(問) 散布後、雨で流れてしまった場合にそれを回数に入れずに、新たに1回をやりなおせるのか。

(答)
雨で流れてしまった場合でも、1回とカウントします。

(問) 野菜類の発芽促進のためのジベレリン種子処理は可能か。

(答)
登録を取ることが必要です。

(問) 摘果りんごに対する農薬取締法の考え方について。

(答)
「摘果した農産物を利用する場合は当面の間、通常の使用方法で問題ないものとす
る」と回答しているところです。
摘果したりんごを食用に使用する場合は、「農薬使用基準」の遵守義務が生じ、

規定の収穫前日数等を守っていただくことになります。

(問) 土壌消毒施用後に登録のない作物を定植する場合は？

(答)

適用のない食用作物を定植する場合は、使用基準違反になります。

(問) 多年生作物に発生する土壌病害対策としての土壌消毒剤の考え方について
改植する場合、その跡地の土壌を土壌消毒剤で処理し、苗木を植えつける。植
え付け当年は収穫しない場合は非食用扱いとなるのか。

(答)

苗木の時期は、非食用の扱いです。

(問) ユズは普通、果色が黄色くなってから収穫するが、市場の要望等により青い色
のまま収穫・出荷している。
この場合の農薬散布は、かんきつに登録のある農薬を使用時期を守って行えばよ
いか。たとえば、使用時期が収穫30日前とあれば、青色で収穫する時から換算して
収穫30日に使用しても残留農薬には問題ないのか。

(答)

作物残留からは、収穫前日数を守っていれば当該規準値を超える恐れがありません。

(問) 「花卉類の種子消毒：種子重量の0.2～0.4%種子粉衣」がある場合。
種子ではなく、塊根(種芋)の場合もこれに準じて、使用してもよいか。

(答)

種子には、球根のようなものは含まれませんので、球根、塊茎には使えないこと
になります。

(問) ラノーテープの使用方法(登録内容=栽培期間中、1回まで)の解釈は以下のと
おりでよいか。

- 1)栽培期間：同一施設で同じ作物の2作型(促成栽培と抑制栽培)を行う場合、栽培
期間とは、一度収穫が終了した時点までとする。
- 2)使用回数：同じテープを一回取り外し、もう一度取り付けた場合の使用回数のカウ
ントは1回。しかし、使用したテープを廃棄し、新しいラノーテープを取り付けた
場合は2回となるため使用できない。

(答)

- 1)同時に又は、平行して2作型で栽培されるのであれば、栽培期間は、2作型を
通じて収穫が終了するまでとなります。促成栽培を行い、その後抑制栽培を行う
ような場合は、個々の栽培期間毎に使用回数をカウントして下さい。
- 2)貴見の通りです。

(問) 作付けした作物が生育不良のため、新たに作物を植え直した場合に解釈は以下のとおりでよいか。

- 1) 同じ畦を使用し、播種又は定植作業のみやり直した場合は、前回散布分がリセットされず、新たな作物への使用回数にプラスされる。(播種時1回の登録剤の場合は、使用できない)
- 2) 耕起からやり直し、畦を作り直した場合は、前回散布分をリセットし、新たな使用回数をカウントし直す。(播種時1回の登録剤の場合でも、もう一度散布し直すことができる)

(答)

そのとおりです。

- 1) は、補植した場合と同じと考えられます。
- 2) は、最初から再スタートしたと考えられます。

(問) 農薬使用の記帳は、努力目標で、遵守義務ではないと理解してよいか。

(答)

貴見のとおり努力規定であるが、これまで農林水産省が行ったパブリックコメント等において、食の安全・安心を確保する観点からは記帳を義務化すべきとの意見も多く、消費者からの要望は高いと認識しています。よって、関係者には記帳の励行について指導をいただきたいと思えます。

(問) 観賞用果樹(ぶどう、アセロラ、ライチ、マンゴウ等)について、全く食用には供されないとは言いきれないが、非食用作物と考えていいのか

(答)

食用に供する可能性があるのであれば、「非食用」と言えません。

(問) ハウスミカンのハダニ防除をする場合、ハウスミカン収穫後、ビニール被覆をはずした段階で、「かんきつ(露地)」に適用のある農薬を使っても良いか？

(答)

被覆をはずしている状態であれば、「露地」登録の剤を使うことは問題ありません。ただし、総使用回数のカウントは、露地である期間だけではなく、被覆中を含めた期間となります。

(問) 天敵保護の面から、少量・低濃度散布も必要となるケースがある。そうした中で使用基準どおりの散布以外は、低濃度であっても罰則対象となるのか。

(答)

使用基準では表示された最高使用濃度を遵守することとしており、低濃度で 사용되는ことは使用者の自由であり、罰則の対象にはなりません。

(問) 天敵は使用量をシビアに守らねばならないのか。天敵はボトル単位だが面積が小さくてもボトル1本空けねばならない。使用量以上に全部使ってしまったらかまわないか。

また、飼料作物は残留の算定の仕方が食用作物とは異なるのか。

(答)

天敵も表示された使用方法を守ってください。

飼料作物の残留は、その飼料を摂取した動物中の残留が問題になりますが、現在、食肉、鶏卵等に基準値は設定されていません。

このことから、飼料作物の残留値はND、若しくは、乳汁試験で確認された影響のない残留量としています。

(問) シルバーリーフコナジラミの天敵であるヨコスジツヤコバチを、オンシツコナジラミを対象として増殖し、被害地域の草むら一帯に放飼はすることはできないか。

(答)

増殖した天敵の雑草に対する放飼は、農作物以外の植物を対象とした放飼なので、農薬取締法の規制対象にはなりません。食用作物に対する使用はできません。例えて言えば、登録農薬であるヤマトクサカゲロウの幼虫はダニも食べるので、家の中でダニが発生した場所に使用した場合それを駆除することが可能であるが、これは農薬以外の使用であるので法律の適用対象外となるのと同様です。

(問) くん蒸やゴルフ場に係る使用計画書の提出先はどこか。

(答)

第3条(くん蒸)及び第5条(ゴルフ場)に係る使用計画書の提出は、当該施設が存在する地方農政事務所に行って下さい。

本社等で一括して提出する場合は、提出者が存在する地方農政事務所へ提出することとなりますが、使用計画の内容は、農薬の使用先毎に取りまとめてください。

第4条(航空機)に係る使用計画書の提出は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室に行って下さい。

(問) DDVP剤を用いた場合、くん蒸に係る使用計画書の提出は必要か

(答)

DDVP剤の場合、その使用方法(つり下げ)及び使用実態(2~3ヶ月間徐々に蒸散する)から省令第3条の「くん蒸」に該当しないと考えられ使用計画書の提出は必要としません。

(問) 農薬使用基準で、あらかじめ農林水産大臣の確認を受けることが記載されているが、「あらかじめ」とはいつのことを指すのか。

(答)

当該年度で最初に使用する前までに確認を受けることが必要です。

(問) 防除業者が密閉した農業用ハウス内で土壌消毒などのくん蒸消毒をする場合、国の承認をあらかじめ受ける必要があるのか。

(答)

「自ら栽培する農作物等に農薬をくん蒸に使用する者」以外の者は、全て使用計画書を提出して頂く必要があり、ご質問のケースについても計画書の提出が必要となります。

(問) 空き倉庫のくん蒸については、使用計画書の提出が必要か。

(答)

農作物のくん蒸に該当しないくん蒸を専門に行っている者であれば、使用計画書の提出は不用です。

(問) くん蒸により農薬を使用する者は計画書提出が必要となりましたが、防除方法として、NCS等による『天幕くん蒸(木材)』を行う場合、計画書の提出が必要でしょうか。

(答)

天幕くん蒸も「くん蒸」になりますので使用計画書の提出が必要です。

(問) 航空機を利用した農薬散布は、無人ヘリも含まれるのか。

(答)

「航空機」とは、航空法に基づく航空機を指し、無人ヘリは含まれません。

(問) 航空機を利用した農薬散布は広報掲示などにより公表しなければならないとされているが、無人ヘリなどの場合は集落、周辺だけでよいのか。

(答)

航空防除を行う場合は、農林水産航空事業の実施について(平成13年10月25日付け13生産第4543号事務次官依命通知)により、住民等への周知を行うよう指導しているところであり、無人ヘリであっても、周辺住民への周知を行うことが望ましいと考えます。

(問) 従来の防除業者で今回の使用基準から除かれた無人ヘリコプターによる防除業者等の扱いは一般使用者と同様か。

(答)

一般の農薬使用者と同様です。

2) 特定防除資材（特定農薬）関係

（問）特定農薬（特定防除資材）はどのようなものか。

（答）

特定農薬は第2条第1項で規定されており、「農作物の防除などに使用する薬剤や天敵で、安全性が明らかなものを農薬登録から除外する仕組み」であり、法改正にもなう過剰規制を避けるために設けた制度です。

現在、重曹、食酢、圃場周辺地域で採取された天敵が指定されています。

（問）「特定農薬」という名称は、消費者に「農薬」を使用しているとの誤解を与えるので「農薬」の文字を使わない別の名称にかえてほしい。

（答）

「特定農薬」との名称は、農薬取締法が「農薬」を対象とする法律であることから、法文上の用語としてはやむを得ないと考えますが、化学合成農薬を連想させるとの有機栽培農家等のご指摘を踏まえ、制度の趣旨が適切に伝わるよう、「特定防除資材」等の呼称を正式に用いています。

（問）特定農薬（特定防除資材）は農薬登録から除外される農薬のことか。害を及ぼすおそれがある場合は登録が必要か。

（答）

そのとおりです。原材料に照らし明らかに安全なもの以外は、様々な試験成績に基づく安全性を検査する必要があることから、農薬登録が必要となります。

（問）特定農薬（特定防除資材）となる天敵は、使用する農地の周辺で採取されたものに限定されるのか。

（答）

そのとおりです。特定農薬を指定する告示においては、同一都道府県で採取されたものに限定されています。

（問）使用する農地周辺で採集した天敵を増殖したばあいも、特定農薬（特定防除資材）として認められるか。

（答）

使用する農地周辺で採集した天敵であっても、増殖した場合、生態系への影響が否定できないことから、人工的に大量に増殖したものは特定防除資材としては認められません。ただし、使用される場所と同一の都道府県で採取された土着天敵を圃場などに放飼して自然に増えたものを再度採取したものであれば特定防除資材に該当します。

(問) 特定農薬(特定防除資材)の継続検討となった資材を、農家の判断のもとに使用することは可能とのことだが、その場合、普及員の立場で使用可能と言っても問題はないか。また、無登録農薬と特定農薬漏れとの境目は現場で判断可能か。

(答)

農薬としての判断が保留されたものについては、当面の間、薬効を謳って販売するのは従来どおり取締りの対象となるが、使用者が自己の判断と責任で農薬的に使えると信じて使うことは可能と普及員の立場で指導していただいて差し支えありません。

なお、「無登録農薬」なのか、「特定防除資材漏れ(特定防除資材に指定される可能性のある資材)」なのかは、特定農薬に関する合同会合や農業資材審議会農薬分科会の最新の状況を踏まえ、可能な範囲で現場で判断いただき、判断が難しい場合は個別に照会して下さい。

(問) 特定農薬(特定防除資材)への指定が保留された資材の指定に向けたスケジュールはどうなるのか。

(答)

農薬であるかどうかの判断が保留されたものが特定防除資材として指定されるためには薬効と安全性に関するデータが必要とされており、こうした評価の手続きや必要な資料を定めた指針は、6月の農業資材審議会の意見を経て、8月上旬より1ヶ月間のパブリックコメントを実施した上でとりまとめ、策定する予定となっています。

この指針を踏まえ、資料等の整備されたものから順次、食品安全委員会及び農業資材審議会農薬分科会の意見を聴いた上で指定されることとなります。

(問) 特定農薬(特定防除資材)の指定を受けた資材を、農薬として販売するものは、販売者の届出が必要だが、農薬として販売するかどうかの判断はどのようにするのか。効能をうたわず販売している場合でも、購入者の大半が特定農薬として使用する場合はどう判断するのか。

(答)

農薬としての効能を謳って販売していない場合、例えば食酢を食品としてのみの目的で販売している場合は、届出の必要はありません。購入者の大半が農薬目的で購入している場合は販売の実態を調査する必要があります。

(問) 熱湯は特定農薬(特定防除資材)の認定から外れ、使用が認められたが、強酸性水はどういう扱いになるのか？

(答)

熱湯の使用は物理的防除に該当するため、熱湯は農薬ではないとされました。一方、強酸性水による防除は物理的防除でないため農薬でないと断定できず、客観的に薬効が確認されていないため農薬であるとも断定できなかったため、判断が保留されています。これらについては、今後指針に基づいて薬効・安全性を評価し、指定される場

合もありますが、それまでの間は、薬効を謳って販売するのは従来どおり取締りの対象となりますが、使用者が農薬的に使えたと信じて使う場合にはこの限りではありません。

(問) 木酢等について、農家の判断で使用しても構わないが、薬効を謳って販売している物については、無登録農薬となるとある。実際、薬効を謳っていると思われる商品が売られているようであるが、今後このような商品の流通に対して、どのように考えているのか。

(答)

従来から、登録のない薬剤を農薬としての薬効を謳って販売している場合については、取締りの対象としているところです。

(問) 特定農薬(特定防除資材)に認められない資材については、肥料であれば植物調節剤の効果と重なる部分があるため、使用しても無登録農薬の扱いとはみなさないと考えて良いのか。また、肥料でも農薬でもない数多くある資材の散布についての扱いはどうなるのか。

(答)

特定農薬に関連する資材として情報提供があった資材のうち、どのようなものが農薬でなく肥料に該当するかについては、農業資材審議会農薬分科会の検討を経た整理案について、8月上旬より1ヶ月間のパブリックコメントを実施し、意見の募集を行った上でとりまとめを行っていく予定となっています。

ただし肥料であって農薬でもあるものもありますので、使用した場合無登録農薬の使用と見なされる可能性があります。

不明な資材は、評価の指針に基づいて順次評価を行っていきます。

3) 農薬使用基準（経過措置関係）

（問）経過措置における「一定期間」とはどの程度か。

（答）

国は、食の安全性を確保する観点から、経過措置を長期間継続することは国民の理解を得られないものと考えており、現在段階では経過措置の承認は、平成15年末日までとしています。

なお、今通常国会において食品衛生法の一部改正が行われ、今後約3年以内に残留農薬基準のポジティブリスト制度が導入されることとなりました。このことから経過措置の期間は、概ね2年程度と考えています。

更に、食品安全基本法でも、農家を含む食品関連事業者の責務として、安全な食品を提供する責務が規定されており、登録促進のための残留データ作成のために全面的な協力を頂きたいと思えます。

（問）県からの申請は、どこかの県が申請していれば、全国的に使用できるのか。申請している県のみ使用できるのか。

（答）

要望した者のみが使用可能となります。

（問）承認された事項についての周知方法はどのようになるのか。

（答）

農水省からの承認した農薬と作物の組み合わせの通知を受け、県は使用の意向を表明した者に通知することとなります。なお、要望者別の承認例は県のホームページにおいて公表しているところです。

（問）申請した農作物、農薬について、残留分析を行う必要があるということだが、義務になるのか。また、その分析は、出荷者自ら行うのか。

（答）

経過措置においては、安全性を確保する措置として、残留農薬分析は必要に応じて実施するものと考えます。

分析費用については、残留確認は基本的に自らの農産物の安全性を確保する観点で使用者負担で行われるべきものと考えます。ただし、農協等で共同で実施することも可能です。

(問) 経過措置の承認申請を行っても、最終的に農薬会社が多大の経費がかかるということ
で登録申請をしない場合はどうなるのか。

(答)

登録の拡大については、最終的には農薬メーカーの意向に依るところとなりますが、農林水産省では、経過措置で承認申請が行われているもの等について、円滑な登録拡大を進める観点から、農薬工業会を含め関係者からなる協議会を設置し、検討を進めています。ただし、このような登録拡大は、メーカーにとっては大きな経済的な負担となることも想定されるため、県においても登録拡大の試験を積極的に実施しているところであり、登録を要望する者の側においてもご協力をいただきたいと考えています。

4) その他

(問) 農業高校の実習等で農薬以外の薬剤(植物調節剤効果)を使用した実験等を行っているが、無登録農薬を使用したことになるのか。また、第11条でいう試験研究の範囲はどこまでをいうのか。

(答)

農薬以外の薬剤を農薬として使用することは無登録農薬の使用に該当しますが、試験研究の目的で使用する場合には罰則の対象となりません。

試験研究の範囲については、法施行時の通知で詳細を規定していますが、農薬としての登録のない薬剤の使用にあたっては、周辺環境への影響、使用者への安全性等十分に配慮をお願いしたいと思います。

(問) 未登録農薬の使用にかかり、試験研究の目的は認めるといえるが、どこまでを指すのか。試験機関 農家等への委託試験も農産物廃棄を前提にありえるが、これらはどうなるのか。

(答)

試験研究については公的機関での試験研究に限定するものではなく、大学の試験研究はもちろん、メーカーの開発のための使用も含まれます。その際、委託試験も試験研究の対象となります。

(問) 育苗箱の消毒・ハウスのパイプ等施設消毒に使う消毒剤は農薬取締法の対象になるか。イチバン、ケミクロンGは農薬登録無いが使用できなくなるのか。(代替剤がない。)

(答)

施設消毒に使用するものは農薬に該当しません。

(問) 防除機(常温煙霧機等)と登録農薬の整合性が無く市販されている場合があるが、規制できないのか。(使用した農家が罰則を受ける可能性がある。)

(答)

基本的に、ラベルに表示されている使用方法を遵守すべきであり、罰則とはならないが、適用がある農薬と防除機の組み合わせにおいて使用すべきと考えます。

ただし、防除器そのものは、取締法の適用外であるので、指導で対処しています。

(問) 「有効期限切れ農薬」の使用を不可とする法的根拠(法律名・条項等)は何か。

(答)

農薬取締法第12条第1項に基づく農薬使用基準を定める省令(平成15年農林水産省令・環境省令第5号)において、最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努

めなければならない旨規定しているところです。

(問) 農家の倉庫から古い登録失効農薬が出てきたがどうすればよいか。

(答)

使用禁止農薬等安全上問題がある農薬でなければ、農薬ラベルの表示に従い使用することについて、農薬取締法上罰則がかかるものではありませんが、最新の登録内容に従うことが原則です。古い登録失効農薬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物処理業者に処理を委託する等適正に処分するようお願いいたします。

(問) 農薬残液廃棄・農薬空き容器の処分を適切にするよう指導しているが、法的に努力事項として記載される方が望ましいのではないか。

(答)

廃農薬残液や空き容器の廃棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に行われるべきであり、既に法的に規制対象とされています。

(問) 特定農薬としての判断が保留されている資材を使用した農産物を「 資材使用」と表示して販売してもよいか。

(答)

法律上、表示に関する規定はありませんが、適切な表示について指導を行っていく方向で検討しています。